

「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

今般、「前部もぐり込み防止に係る協定規則（第 93 号）」及び「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」を採用することとしており、これを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の採用に伴う主な改正は下記のとおりです。

(1) 「前部もぐり込み防止に係る協定規則（第 93 号）」の採用に伴う改正

車体と地上面との隙間が大きい大型貨物自動車等と乗用車等の比較的車高の低い自動車が発生した場合、乗用車等が大型貨物自動車等の車体前部下にもぐり込むことによって、より大きな被害を受ける可能性がある。このような事故による被害の軽減を目的として、協定規則第 93 号との基準の整合を図り、大型貨物自動車等への前部もぐり込み防止装置の装着を義務づけるとともに、寸法、強度等に関する基準を定める。

本基準の導入は、事故分析部会及び安全基準検討会での検討結果を踏まえ、決定したもので、第 4 回自動車安全シンポジウム（平成 15 年 10 月）において発表した。

① 適用対象自動車

- 貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車及び三輪自動車（前輪が一輪のものに限る。）を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超えるもの
- 「前部もぐり込み防止装置を備えることによりその自動車の本来の性能が損なわれる自動車」^[1]には適用しない。なお、ダンプ車・コンクリートミキサー車については、当該装置を装着することにより悪

路における走行性が低下する恐れがあるが、事故低減効果が大きく見込まれるため（基準導入効果の全体の約 15%）、自動車の本来の性能が損なわれる自動車として扱わず、取付高さの要件を緩和した上で基準を適用することとする。

- 全輪駆動車には適用しない。

^[1] 「前部もぐり込み防止装置を備えることによりその自動車の本来の性能が損なわれる自動車」とは、現時点においては、除雪車（使用形態）、軌道兼用車（装備）、散水車（装備）、路面清掃車（装備）、給油車（マフラー前出し）（装備）等を想定している。

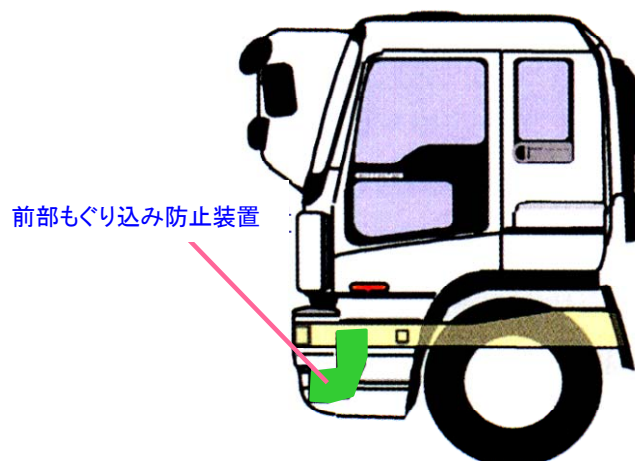
② 基準の概要

【性能要件】

- 前部もぐり込み防止装置に必要な性能を持たせるため、寸法及び強度に係る要件を規定する（性能要件の対象は、車両総重量が 7.5 トンを超えるもの）。

【取付要件】

- 前部もぐり込み防止装置がもぐりこみ防止の機能を発揮するよう、下端の高さを 400mm 以下、前端からの距離を 400mm 以下とする。車両総重量 7.5 トンを超えるものは試験後の前端からの距離は変形量を含んで 400mm 以下とする。
- ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 7.5 トンを超える自動車については、自動車の使用形態が特殊な自動車であって、下端の高さを 400mm 以下に構造上取り付けることが困難な自動車（ダンプ車・コンクリートミキサー車）にあっては、下端の高さを 450mm 以下とすることができることとする。
- 前端からの距離の計測において、地上 1.8m を超える部分については、前端には含めない。



③ 適用時期

平成 23 年 9 月 1 日以降に製作される自動車に適用

(2) 「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」の採用に伴う改正

大型後部反射器は、夜間の追突事故防止等を目的とし、大型貨物自動車等に義務づけているとことであるが、協定規則第 70 号との基準の整合を図り、性能要件及び取付要件についての見直しを行う。

① 適用対象自動車

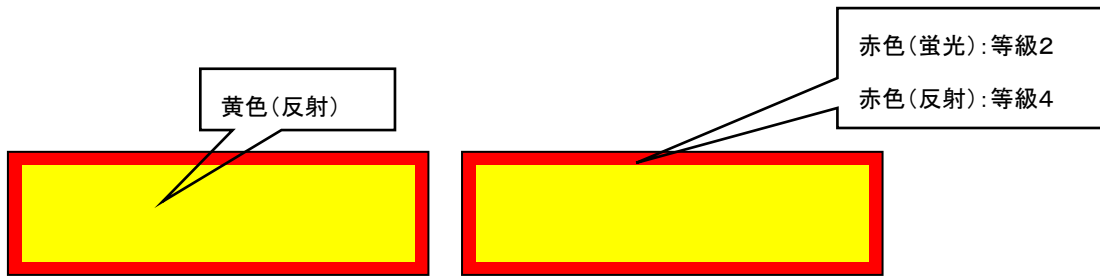
- 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 7 トンを超えるもの（現行と同じ）

② 基準の概要

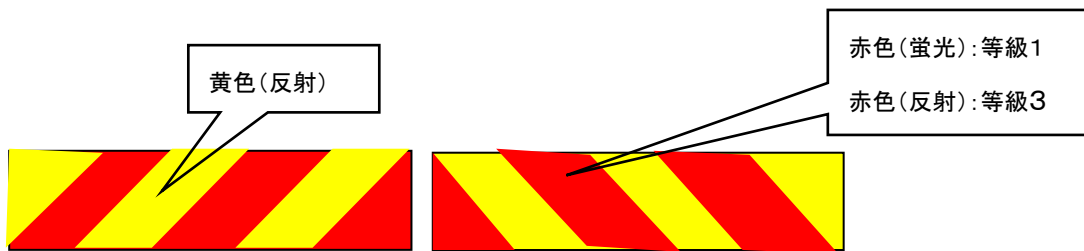
形状、寸法規格、反射特性、耐熱性等に関する基準の見直しを行う。

- 取付個数を「4 個以下」から「1 個、2 個又は 4 個」に変更
- 赤色の「蛍光部」を「蛍光部又は反射部」に変更
- 反射器の種類をトレーラ用に「額縁タイプ」、トラック用に「縞型タイプ」に限定
- 大型化
一辺が 130mm 以上の長方形
反射部の面積：800cm² 以上、蛍光部の面積：400cm² 以上
↓
長さ（2 個又は 4 個の場合は合計）：1, 130mm～2, 300mm
トラック用 幅：140±10mm、縞幅 100±2.5mm
トレーラー用 幅：200+30/-5mm、縁取 40±1mm
- 取付要件の変更（高さは上端が 1.5m 以下 → 下端が地上 0.25m 以上、上端が地上 1.5m 以下（ただし、自動車の構造上、取り付けが困難な場合にあっては、2.1m 以下））
- 反射特性の向上（再帰反射係数：122cd/m²/lx → 300cd/m²/lx（現行の約 2.5 倍））
- 幾何学的視認性の規定の追加（水平角：内側及び外側に 30°、垂直角：水平面から上下 15°。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。）

- 耐性試験の変更 (耐候性試験が異なる。)



大型後部反射器 (トレーラー用)



大型後部反射器 (トラック、トラクター用)

③ 適用時期

平成 23 年 9 月 1 日以降に製作される自動車に適用

3. スケジュール

公布：平成 18 年 12 月下旬 (予定)

施行：平成 19 年 4 月 1 日 (予定)

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

今般、「前部もぐり込み防止に係る協定規則（第 93 号）」及び「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」を採用することとしており、これを受け、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び「装置型式指定実施要領について」（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）を改正する必要があります。

2. 改正概要

「前部もぐり込み防止に係る協定規則（第 93 号）」及び「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」の採用に伴い、当該装置を協定に基づく相互承認対象装置として、以下の 3 装置（2 規則）を追加するため装置型式指定規則第 2 条、第 5 条及び第 3 号様式の改正を行います。

また、装置型式指定実施要領に協定規則の内容と同様の内容の基準を追加する改正を行います。

- (1) 前部もぐり込み防止装置（協定規則第 93 号）
- (2) 前部もぐり込み防止装置及び前部もぐり込み防止装置取付装置（協定規則第 93 号）
- (3) 大型後部反射器（協定規則第 70 号）

3. スケジュール

公布：平成 18 年 12 月下旬 予定

施行：平成 19 年 4 月 1 日 予定

なお、ECE規則文書(原文)につきましては下記ホームページをご参照ください。

①「前部もぐり込み防止に係る協定規則（第 93 号）」

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29regs81-100.html>

②「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29regs61-80.html>